

障害者就労支援事業所への農業専門家派遣要領

(趣旨)

第1条 障害者就労支援事業所に対して農業専門家（以下「アドバイザー」という。）の派遣並びに指導及び助言を行う事業（以下「本事業」という。）については、「共同受注窓口機能強化事業実施要領」に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、農業に取り組む障害者就労支援事業所に対しアドバイザーを派遣し所要の支援を行うことで、農作業の効率化、農産物の安定的な生産や栽培技術の向上を図り、もって障害者の工賃向上に資することを目的とする。

(派遣対象)

第3条 アドバイザーの派遣先は、県内の就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び就労移行支援事業所（以下「事業所」という。）とする。

(業務)

第4条 アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業所職員及び利用者に対する、農業に関する技術や知識・経験に基づく営農に関する指導又は助言
 - (2) その他前号に付随する業務
- 2 活動内容に応じた標準的な活動時間の上限は、原則として別表1のとおりとする。

(登録)

第5条 アドバイザーとして活動しようとする者は、「アドバイザー登録届（様式第1号）」により、県に登録を申請する。

- 2 県は、前項の申請をした者がアドバイザーとしてふさわしいと認めるときは、「アドバイザー登録台帳（様式第2号）」に登録する。
- 3 県は、前項により登録した者について、次に該当するとき、登録を抹消することができる。
 - (1) 本人から登録の抹消を希望する旨の申し出があったとき
 - (2) 本事業の実施が困難であると判断したとき

(任期)

第6条 アドバイザーの任期は、アドバイザー登録台帳に登録された日から登録された日の属する会計年度末日までとする。ただし、本人の意向を確認の上、再任することを妨げない。

(派遣手続き)

第7条 派遣を希望する事業所は、「アドバイザー派遣申込書（様式第3号）」により必要な事項を記入の上、県に申請するものとする。

- 2 前項の申請があったとき、県は事業所の所在地や希望する指導・助言の内容、アドバイザーの経歴等を踏まえ、派遣するアドバイザーを選定する。
- 3 県は、前項で選定した者にアドバイザー派遣依頼通知書（様式第4号）により通知する。
- 4 アドバイザーは、前項の通知に基づき派遣日時を事業所と打合せの上、指導又は助言を行う。
- 5 アドバイザーは、会計年度末日までに派遣業務を完了しなければならない。

(実施報告)

第8条 事業所は、アドバイザーの派遣を受けた日から10日以内に県に「アドバイザー派遣実施報告書（様式第5号）」を提出しなければならない。

2 事業所はアドバイザーが全ての派遣業務を完了した日から10日以内に県に「アドバイザー派遣完了報告書兼請求書（様式第6号）」を提出しなければならない。

(謝金)

第9条 県は、前条第2項の報告に基づき、アドバイザーの派遣に要した経費として、別表1に基づき算定した謝金をアドバイザーに対し支払うものとする。

2 アドバイザーに支払う謝金の額は、別表1のとおりとする。

3 1つの事業所に対する派遣回数は、原則として1会計年度につき5回までとする。ただし、農作業の進捗や栽培期間に応じて、県が必要と認める場合は、7回まで派遣することができる。

(免責)

第10条 免責等の取り決めは次のとおりとする。

(1) アドバイザーは、活動中又はその前後において、事故や業務の不履行により事業所等関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(2) アドバイザーの活動に伴って発生した事故災害等による損害について、県は賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第11条 アドバイザーは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、その業務以外に用いてはならない。なお、任期を満了しアドバイザーの登録を抹消した後も同様とする。

(実施主体)

第12条 本事業の実施主体は、県とする。ただし、本事業をより効果的に実施できる団体等がある場合には、委託により実施できるものとする。

2 前項の定めにより委託する場合、第5条、第7条から第9条第1項及び第10条において「県」とあるのは「受託団体」、第9条第3項但し書において「県が」とあるのは「受託団体が県と協議の上」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 9 条関係）

アドバイザーの活動時間の上限、謝金単価

活動内容	活動時間の上限※	謝金単価 (日額・交通費含む)
講習（座学やミーティング、作業の 打合せ等）	1 日あたり 5 時間まで	1 万円
実習（実地での作業の支援、指導、 助言等）	1 日あたり 8 時間まで	
講習及び実習	1 日あたり 8 時間まで	

※活動時間の算定は、30 分以上の場合は切り上げ、30 分未満の場合は切り捨てるものとする。

※アドバイザーの自宅から事業所までの移動時間や活動準備の時間は、活動時間に含む。

※休憩時間については、体調等を考慮してアドバイザーと事業所双方で相談の上設定することとし、活動時間には含めない。

※事業所での活動時間について、最低 2 時間は確保するよう努めること。

アドバイザー派遣申込書

申込年月日 _____

①依頼者情報

(フリガナ) 事業所名				
住 所	〒			
事業所の形態		担当者		
連絡先電話番号		FAX		
メールアドレス				
指導・助言を受ける者 (予定人数)	職員	名	利用者	名

②派遣に関する希望条件

派遣を希望する期間					
派遣を希望する場所					
指導の形態 (複数選択可)	講習		実習		要相談
特に指導・助言を 受けたい事項					
派遣を希望する理由					
その他条件等					

注 1) いただいた情報は、派遣するアドバイザーの選定する基礎資料とさせていただきます。

注 2) アドバイザーの登録状況により、希望に添えないことがありますのであらかじめご了承下さい。

※事務局使用欄

--

アドバイザー派遣実施報告書

とちぎセルプセンター 宛て

以下の作業について、本日分の活動が終了しましたので報告します。

障 害 者 支 援 施 設 記 載 欄	事業所名	0	事業所の形態	0
	アドバイザー氏名		派遣回数	回目
	活動日時		アドバイザーの	時間
		から	まで	活動時間
	派遣場所			
	活動の内容			
	主な指導・助言			
	成 果			
	課 題			
	備 考			
	次回の派遣予定日時			

上記のとおり相違ありません。

アドバイザー氏名

【送信先】

028-622-5788

大久保

アドバイザー派遣完了報告書兼請求書

とちぎセルプセンター 宛て

以下の作業について、アドバイザーの派遣を完了したことを報告します。

障害者 支援施設 記載欄	事業者名		事業所の形態	
	アドバイザー氏名		合計派遣回数	回
	最終活動日時		アドバイザーの 活動時間	時間
		から		
	派遣場所			
	活動の内容			
	主な指導・助言			
	成 果			
	今後の課題			
備 考				

上記のとおり相違ありません。

また、派遣に係る経費として金 円を請求します。

アドバイザー氏名

【送信先】 028-622-5788 大久保

様式第1号

アドバイザー登録届

①登録者情報

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒
年代（申請時点）	【選択してください】
性 別	【選択してください】
連絡先電話番号	
通信手段	【選択してください】
ファックス番号またはメールアドレス	
職業（勤務先）	
農作業または 障害福祉に係る 経歴	
助言可能な 作業や品目等	
希望活動範囲 （市町村名）	

②報酬振込先口座情報

金融機関名	
支店名	
口座種別	【選択してください】
口座番号	
口座名義※ （カタカナ）	

様式第 1 号

アドバイザー登録届

①登録者情報

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒
年代 (申請時点)	30代以下 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70代以上
性 別	男 ・ 女
連絡先電話番号	
通信手段	ファックス ・ 電子メール
ファックス番号または メールアドレス	
職業 (勤務先)	
農作業または 障害福祉に係る 経歴	
助言可能な 作業や品目等	
希望活動範囲 (市町村名)	

②報酬振込先口座情報

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義※ (カタカナ)	

アドバイザー登録届 (記入例)

①登録者情報

(フリガナ) 氏 名	トチギ イチロウ 栃木 市朗		
住 所	〒 320-8501 宇都宮市塙田1-1-20		
	本庁舎 4A		
年代 (申請時点)	【選択してください】	性別	【選択してください】
連絡先電話番号	028-623-3020		
通信手段	電子メール		
ファックス番号 または メールアドレス	Niceheart@pref.tochigi.lg.jp		
職業 (勤務先)	自営 (農業)		
農作業または 障害福祉に係る 経歴	・△△農協に30年勤務。主に営農指導や販売に従事。 ・近隣の障害者施設利用者の農作業体験を受け入れている。		
希望活動範囲 (市町村名)	宇都宮市、上三川町、壬生町		

②報酬振込先口座情報

金融機関名	〇〇銀行
支店名	××支店
口座種別	普通
口座番号	9999999
口座名義※ (カタカナ)	トチギ イチロウ